

# 放課後子どもプラン

## 放課後子どもプランの創設の経緯と概要

平成18年5月、子どもが犠牲となる犯罪・凶悪事件が相次いで発生して社会問題化したことや、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されているという状況を踏まえ、当時の少子化担当大臣より、「地域子ども教室推進事業（文部科学省）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省）の2つの放課後対策事業を、一体的あるいは連携して実施してはどうか」という提案があった。これを受け、当時の文部科学大臣及び厚生労働大臣の両大臣が合意した形で、「放課後子どもプラン」が創設された。

文部科学省と厚生労働省は、放課後子どもプランの具体的な連携方策に関し協議を重ね、平成19年度政府予算において、その実施に必要な経費を盛り込んだ。その際、文部科学省は、「地域子ども教室推進事業」を「放課後子ども教室推進事業」として新設している。

### ○放課後子ども教室推進事業（文部科学省）

すべての子どもを対象に、地域の人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを推進。

### ○放課後児童健全育成事業（厚生労働省）

保護者が労働等により昼間家庭にいない、概ね10歳未満の児童に、適切な遊び及び生活の場を提供。

〈関連サイト〉

### ○「放課後子どもプラン」ホームページ

<http://www.houkago-plan.go.jp/index.html>

## 放課後子どもプランの目指すもの

放課後子どもプランは、放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策を実施することが目的で、原則としてすべての小学校区での実施を目指している。

この取り組みの主体は市町村であるが、行政や学校だけではなく、地域の多くの人々の参画がなければ定着・促進されない取り組みである。

一方で、この取り組みを通じた地域コミュニティ

の形成によって、地域社会全体で地域の子どもたちを見守り育む気運の醸成が図られ、子育てしやすい環境の整備につながることを期待されている。

## 学童保育との違い

厚生労働省の放課後児童健全育成事業にあたる「放課後児童クラブ」（いわゆる学童保育）は、共働き家庭などの留守家庭の概ね10歳未満の児童に対して生活の場などを提供する事業で、登録している児童の保護者から保育料を徴収する形で運営され、専門の指導員等による手厚いケアがなされている。

一方、「放課後子どもプラン」において文部科学省が新設した「放課後子ども教室」は、市町村が実施主体となり、地域の人々の協力（有償ボランティア）を得て、留守家庭に限らずすべての子どもたちに対し、放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保して、様々な体験活動や学習活動を行う事業である。

放課後子どもプランにおいては、この異なる2つの事業を「一体的あるいは連携して実施する」としているが、理想的な取り組み像は示されていないため、各市町村は、それぞれの地域の実情や特色を生かした取り組みの実施を模索している。

## 放課後子どもプラン 実施状況と今後の課題

平成21年5月1日現在の調査結果（中間的とりまとめ）によると、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」を「一体的に実施している」という事例は604件（全国の小学校の2.8%）、「連携して実施している」という事例は1,205件（全国の小学校の5.6%）となっている。この数値は、平成19年5月1日の調査結果の数値から大きな増加が見られない。その原因として、両事業の目的・対象・機能・指導の方向性の違い、開催日数の違い、利用者負担の違いなどが挙げられており、今後の課題となっている。